

大学・短期大学における最近の障害学生支援の動向

筑波技術大学・障害者高等教育研究支援センター

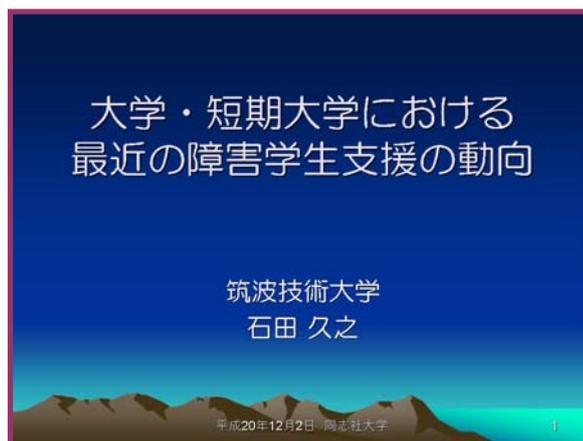
石田久之



皆さんこんにちは。ただいまご紹介いただきました、筑波技術大学の石田です。

本日は、「大学・短期大学における最近の障害学生支援の動向」というテーマでお話をさせていただきます。

平成16年に日本学生支援機構（JASSO）が、障害学生支援事業を開始しましたが、その時、私は客員研究員として呼ばれ、その後三年四ヶ月の間、この事業に係わりを持つことになりました。その翌年（平成17年）、事業を推進するために、全国の大学・短期大学・高等専門学校（以下、大学といいます）における障害学生対応状況の実態調査が必要ということになり、皆さんの大学にお願いし、以降、毎年報告していただいています。今年度分は今、各大学でとりまとめを行なっている、あるいは報告をJASSOに送ったという状況だと思いますが、昨年までの3年間のデータがでていますので、テーマにある“動向”について、多少お話ができるようになりました。

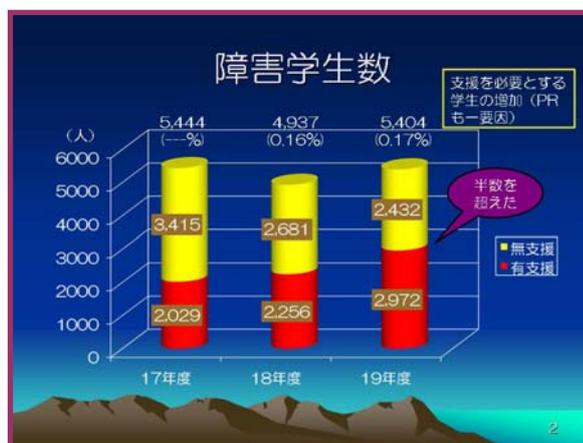


【障害学生数】

このスライドは、全国の大学に在籍している障害学生の数を表しています。

一番左が17年度で5,444名いました。18年度が4,937名、昨年度が5,404名ということで、一昨年から昨年へと増加がみられます。17年度の5,444名という数字ですが、実態調査初年度ということもあり、どういう学生が障害学生かというようなことについて、多少明確さを欠いたこともありました。お答えいただく大学でも一部混乱し、予想していなかった学生も含まれていたようです。

そんなことから、18年度はこの定義をはっきりさせ、調査書にも“どういう人がどういう障害者”と明記し、それに当てはまる学生数を回答いただきました。このような理由で、17年度から18年度にかけて、数字が



減少したものと考えています。

さらに 19 年度は回収率が 100%と報告されております。5,404 名という数値は推定値ではなく、実際の値ということになります。

5,404、4,937 の数字の下にパーセンテージが書いてありますが、これは各年度の全学生数に対する割合で、障害学生の在籍率です。18 年度は 0.16%、19 年度は 0.17%となっています。19 年度、全国の大学に在籍する学生は約 323 万いたので、それに対して 5,404 名が 0.17%ということです。なお、17 年度については、障害学生数だけで、全学生数を調べていませんので、在籍率は出ていません。が、他の調査で報告されている学生数から、0.15%程度と推定しております。

基本的に障害学生は年々増えていくと考えられますが、より重要なことは、支援を必要としている障害学生数の増加です。図中、赤で示した部分が、支援を必要としている障害学生数、黄で示した部分が、支援は要らないという学生の数です。

全ての障害学生が、必ず、あるいは毎日、支援が必要ということではありません。17 年度、18 年度では、支援を必要として学生は半数以下です。それが 19 年度になると、赤と黄が逆転し、支援を必要とする学生が多くなります。今後、学生数全体と同様に、支援を必要とする学生も増えていくと考えております。それはスライドにも示しましたが、学内における PR 等がかなり進んできたことも大きな要因であると思っております。

この 3 年間、入試に際し、毎年 1,700 人前後の特別な措置を受けた受験者がいます。障害のある受験者で、かつ時間延長・別室受験等の特別な措置が必要という受験生です。大まかに言わせて、1,700 人前後のうちの 4 割から 5 割が合格し、その合格者の 9 割ぐらいが入学しています。これは大体 3 年間同じような値です。ですから、毎年 600~700 人の障害者が、特別な措置を受けて（つまり、学生生活で、支援が必要と考えられる学生として）入ってくることになります。

このように、入学生に関してはあまり変化がないのに、支援を受けている学生が増えていく理由の一つとして、1 年次の後半、あるいは 2 年次、3 年次になって、支援を受け始める学生が出てくるからです。受験時を含め入学時からずっと支援を受けているのではなく、半年、1 年経ち、大学の専門的な教育にはどうしても支援が必要と自覚し、支援を受け始めるものです。これには、学内で様々な支援を行なっているという PR が、大きく影響しているものと思われます。

【障害別学生数】

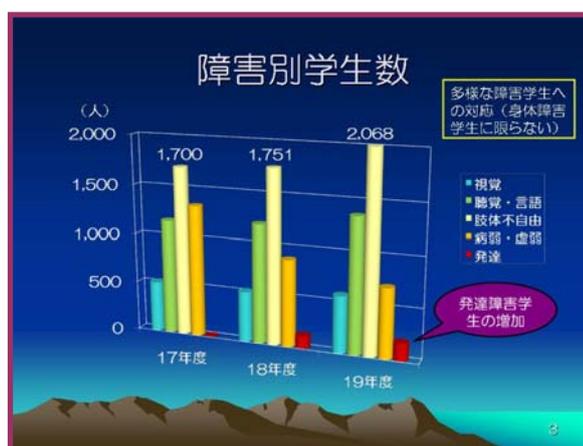
次のスライドは、障害別に学生数をみました。各年度、左から視覚障害（水色）、聴覚障害（薄緑）、肢体不自由（クリーム）、内部障害（オレンジ）、発達障害（赤）の順です。

どの年度も、一番多いのは肢体不自由学生です。この肢体不自由学生を含め、視覚・聴覚障害学生は、漸増していますが、最も特徴的な変化は、内部障害学生（オレンジ）の割合が減っていることです。内部障害の学生における支援は、情報保障としては、あまりありません。むしろ医務室における休憩や医療的な配慮が主となりますので、いわゆる情報

保障等の支援対象とは数えられないのかなと、推測していますが、正確な理由はわかりません。

他方、数は多くないのですが、発達障害学生の増加という変化もみられます。17年度、赤い印がありますが、これは0です。0というのは、いないということではなく、調査しませんでした。

当初、JASSOは“身体”障害学生の支援事業を考えていました。ですから、発達障害は全然頭にありませんでした。ところが、大学を訪問して色々とお話をうかがうと、必ずと言ってよい程、最後に、「身体障害学生もそうですが、最近では、発達障害学生への対応に苦慮しています」と言われました。それで、身体障害だけではなく、発達障害も考えなければいけないと、18年度以降、発達障害学生の数も調べるようになりました。



最近のJASSOのセミナーでは“発達障害”に関するテーマが多いようですが、背景には、そんな理由があります。

ところが、“発達障害の学生はどのくらいいます、どんな対応をしていますか”とうかがうと、今度は、更に“発達障害もそうだけど精神障害も”という話にもなってきました。さすがに精神障害学生への支援までは、障害学生支援の中には入れられないと、JASSOの事業範囲を限定しましたが、多様な障害学生への対応、身体障害学生に限らない様々な障害学生への対応で、多くの大学が困惑しているのが今の状況だと思います。

現在、日本には約330万の身体障害者(18歳以上)がいます。その中で、50%が肢体不自由者、20数%が内部障害、10%強が聴覚障害、10%弱が視覚障害となっています。ところが、スライドに示したように、大学での障害別の割合は、社会全体における割合とちょっと違ってきます。肢体不自由障害の割合が少ない。別な言い方をすれば、視覚障害や聴覚障害の割合が多いように感じます。どのような理由かわかりませんが、何か大学教育に入り易い障害、逆に、まだまだ我々が気付いていない入りにくいバリアーがあるのかもしれない。いつも不思議に思っています。

なお、極めて大まかな言い方ですが、大学にいる視覚、聴覚、肢体不自由各障害学生の割合を、1対2対3と考えています。視覚障害、あるいは聴覚障害学生が1人いれば、肢体不自由学生も、表には現れてこない(例えば、支援を必要としない)としても、1人・2人はいる可能性が強いと推測していますが、結構当たるようです。

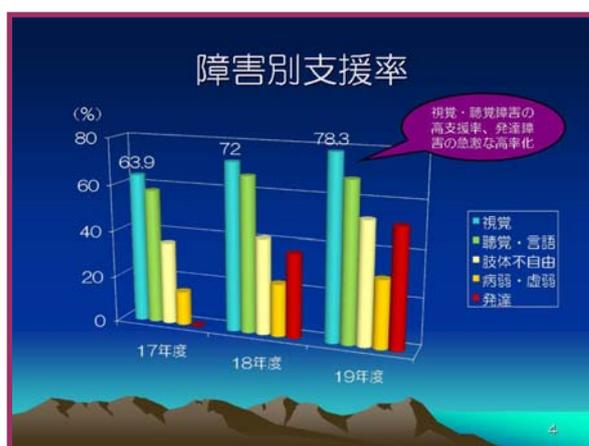
【障害別支援率】

次のスライドは、障害別の支援率です。これは、障害が異なると支援率も違うことを示

しています。先に示したスライドで、全体の支援率が 50%を超えたと説明しましたが、実は障害によりその割合が異なっています。

最も支援率が高いのは視覚障害です。17年度 63.9%、18年度 72.0%、19年度では 78%と 8割近くになっています。

聴覚障害に関しましても高い割合で支援が入っています。



この視覚障害と聴覚障害は、“感覚障害”といわれます。感覚障害とは、ものを聞く、あるいは見るという、情報を入力する部分の障害のことです。教員が様々な知識・技術を提供し、学生がそれを受けるのが、大学教育の基本ですが、その受ける部分がきちっとしていないと、学生にすれば大学で授業を受ける意味がありませんし、大学側からすれば、教育になりません。ですから受ける部分、

感覚する部分に障害がある場合は、支援の割合は当然高くなるということです。

先ほど障害学生の割合を 1 対 2 対 3 と言いました。視覚障害学生の割合はあまり高くありませんが、支援率ということでみると、視覚という重要な入力源に障害があるが故に、点訳、資料の拡大等で多くの学生に支援を行っていることになります。

また、赤いグラフで示したのが発達障害学生です。数は少ないのですが、この障害学生に対する支援はそれぞれの大学で、“試行錯誤”を重ねながら、かなり高い割合で取り組まれています。試行錯誤と言いましたが、発達障害学生への対応は始まったばかりですし、学生毎に学習・生活上の困難さ、それ故に必要な支援も異なっているので、参考となる事例も少なく、正に個別の対応であり、どの大学でも、確信を持った支援とは言い難いのが現状だと思います。

【支援体制】



このスライドは、支援担当者、支援室・支援センター、支援委員会がどのくらいの大学に設置されているのかをみることによって、支援体制の変化を考えようとしています。

支援担当者は、17・18年度については、33 大学、40 大学と推移しています。この値は、障害学生の支援業務を専門に担当する職員 - 支援コーディネーター - を配置している大学数です。19年度にな

ると、一挙に 173 大学となりますが、この値は、表の下に書いてあるように、支援コーディネーターか兼任職員が配置されている大学数です。173 大学の内訳は、コーディネーター配置校 35 大学、兼任職員 - 例えば教務を担当、留学生を担当しながら、同時に障害学生の支援業務も専任として担当している職員 - 配置校 138 大学です。

コーディネーター配置校については、大きな増減はありません。兼任職員については、17・18 年度、いなかったわけではなく、「支援を専門に行う担当者はいますか」と質問していますので、兼任職員は、回答に入ってこなかったのでしょう。

しかし、質問する側も回答する側も、兼任という業務形態が意識に上ってきたのは、大きな意義があると思います。

支援を希望する障害学生は、現在 400 あまりの大学に在籍していますが、その全ての大学で、コーディネーターを配置するのは難しいのではないのでしょうか。つまり、どうしても、兼任職員という職種が必要となり、その方々が支援の中心となるわけです。どのように兼任職員を盛り立てていくかは、今後の障害学生支援にとって、大きな課題です。

表中中段は、支援室（障害学生支援室）、支援センター、あるいはボランティアセンター（支援業務の所掌がボランティアセンター事務室であり、ボランティアで支援を行なっているわけではありません）など、支援のために組織を設置している大学数です。17 年度は、支援委員会と分けて質問しなかったため一緒に示されていますが、18 年度の 28 大学から 19 年度 44 大学と、増加しています。

支援委員会 - 障害学生支援のための年度計画策定、予算確保などを担当 - も、18 年度 88 大学から、19 年度 129 大学と同様に増加しています。支援室・センター、委員会の両者を併せてみても、17 年度から 19 年度へと増えていることが明瞭です。

以上に示した数的変化は、支援体制の組織化が進んでいることを示しています。ある職員が一人で、それも往々にして、突然職務命令を受け、大変な苦勞をしながら対応している状況ばかりではなく、支援室という何名かの職員が配置された部署で、教員や事務局の課長さんや部長さんが委員となる支援委員会などにバックアップされながら、障害学生を支援するという組織的対応が進みつつあるのではないのでしょうか。

しかし、JASSO が調査した 1,230 の大学において、支援室・センター設置大学は 44、支援委員会については 129 大学ということを見ると、方向としては“組織化”を向っていますが、現実には、兼任職員や兼任とも意識されない職員の皆さんが、試行錯誤しながら、時には、孤独感や無力感を感じながら、日々対応しているのが実態だと思います。

一方、欧米などの先進的な国々の高等教育機関での障害学生対応と比較しても、だいぶ遅れていることがわかります。

欧米では法的規制が明確になっており、支援センターなどの設置は、稀ではありません。また、在籍率を比べても、日本の（19 年度）0.17%に対し、イギリス、オーストラリアなどでは、1桁違い、3%、4%と報告されており、アメリカにいたっては、6～10%というデータもあります。

私は、“他者を目標にしない”を、修学支援における心構えの一つだと思っていますが、数値目標はともかくとして、授業においても学生生活においても、健常学生と障害学生とを問わず、“同じ内容を提供する”という（国内外を問わず）先進諸大学が有する支援に対する考え方は、我が国全ての大学で取り入れて欲しいと思っています。

【支援の構図】

さて、このスライドでは、障害学生を真ん中にして、支援担当職員、支援学生、教員の三者を配置しました。この三者が、連絡を取り合っていないと、支援を効果的にできません。



今、日本の大学で、支援の実質部分を担っているのは、障害学生の周囲にいる支援学生です。支援学生がいないと、支援は立ち行きません。

教員もまた、支援の重要な要因です。よく、“先生はお願いしても協力してくれない”とか、“怒る先生がいるから嫌だ”という、支援担当職員や支援学生の声を聞きますが、それでは、すみません。なぜかという、授業を作るのは教員だ

からです。わかり易い授業となるのも、ほとんど理解できない授業となるのも、教員の授業法に依存しています。

どんな優秀なノートテイクでも、わかりにくい授業をわかり易くノートテイクはできません。ただただ、教員の話した通りに、わかりにくくノートテイクするだけです。

ですから、教員の理解が必要ですし、同時に、職員へのサポートもどうしても必要になります。“教員のところは避けて通ろう”ではなく、是非、FD等を通し、教員への啓発を行ない、教員の理解と協力を得、そして教員へのサポートを充実していただきたいと思えます。

以上の三者を中心として、これに保健室、医務室、学生相談室等々の学内他部署や支援委員会が係わり、前項で示した組織的対応が行なわれるのが理想的なスタイルとなります。

ここで、特に注意していただきたいのが、スライド左側、三つ目の四角に書きました“保護者”です。

保護者は、勿論大学の組織に入ってはいませんが、実は私どもの大学では保護者をどのように組織化し、大学の良きパートナーとして協力関係を築いていこうかと、考え始めているところです。

保護者といいますと「モンスター・ペアレント」という言葉がすぐに浮かび、“文句も多いし、あまり相対したくない”とお考えかもしれませんが、実は障害学生のことを一番知っているのは保護者です。大学に入るまでの20年近くを一所懸命育て上げ、さらに大学を

でてからも、我が子としてサポートしていくわけです。そういう方々の協力なくして、障害学生の支援というのは本当にうまくいくのだろうか、と考えるものです。

キャンパスの中では、保護者との係わりはあまりありませんが、例えば、家で保護者にした“大学でこんなことがあった、こんな良いこと、嫌なことがあった”という話を大学にフィードバックしてもらうことは必要だと思います。特に“見えにくい”といわれる障害 - 発達障害や脳機能障害など - の学生については、様々な角度からの理解とアドバイスが必要なので、保護者の協力はとても重要です。

年に、あるいは4年の在籍期間中に何回かお話しして、この学生を社会に向けてどう育てていくか、どう支援していくか、と共に考えることは、決して、大学教育の枠を越えることではありません。

【視覚障害】

さて数字ばかり並べても面白くありませんので、現場で、最近どんなことが起きているのかを、お話しさせていただきます。

最初に視覚障害です。視覚障害は、例えば視力による区分がありますが、そういう話は支援とあまり関係ありません。視覚障害者は、大きく盲と弱視とに分かれると知っていれば、まずは、大丈夫です。盲は、全くあるいはほとんど見えない状態です。盲学生（学生に限らず盲者全般のことですが、ここでは学生といいます。弱視学生についても同様です。）は、点字を読み書きの手段として使います。弱視は、見えないことはありませんが、見えにくいという状態です。勿論、程度は様々です。

スライドの左は、ブレイルメモという、小型の点字入出力装置です。以前は、点字タイプライタを用いて、文を書いたり、メモを取っていましたが、かなり重いもので、学内でしたら持ち運びは可能ですが、持っただけの外出などはとても無理でした（その際は、点字板と点筆を携帯します）。

しかし、最新技術により、小型で使いやすく高性能な機器が開発され、それを用いて授業を受けるということも教室内では起きています。盲学生イコール点字板・点字タイプ、という図式ではなくなっています。

このような支援機器は、福祉機器展等でも発表されているので、一度そういう場所に行かれて、どんな新しい機器が開発されているのか、ご覧になるのも必要なことだと思います。

スライド右は、弱視者の見え方の一例、ピンボケです。こういう状態で毎日を生活していれば、当然、授業においても、弱視レンズ・メガネをつかったり、資料の拡大が必要と



なったり、その他各種の支援が必要となりますが、一つ大きな注意が必要なのは、“明るさ”です。

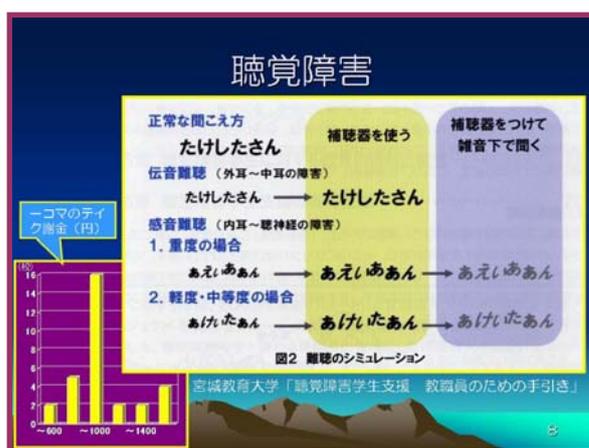
“弱視者がいる場合は、明るい環境を提供する”というのは、以前から多くの方が理解し、行なってきたことですが、実はここに問題があります。“適度”に明るいのは問題ありませんが、“明るすぎる”という状況は良くありません。我々晴眼者にとって、今いるこの部屋の照明で、目が痛くなることはありませんが、弱視学生の中には、目が痛くなったり、体調を崩したり、紙面が、反射が強過ぎて、見えなくなったりすることがあります。我々が海水浴に行って、まぶしい太陽でまわりが見えにくくなる状況と同じです。しかし、それがより弱い光の中でおきます。

こういう弱視学生は意外と多いのです。ですから、この項の冒頭に述べたように、“視力”の情報が必要なのではなく、“どういう見え方をするのか、それへの対処法は？”をきちっと把握する必要があるということです。

【聴覚障害】

聴覚障害も、例えば 100dB で“ろう”という区分がありますが、聴力区分を覚えていなければ、支援ができないわけではありません。スライドは、宮城教育大学の『聴覚障害学生支援 教職員のための手引き』から引用しましたが、とてもわかり易い表だと思います。

“竹下さん”という発音がどのように聞こえるのかという説明の表です。伝音難聴 - 外耳から中耳の障害 - だと、音が小さくなりますが、“竹下さん”という情報は正確に存在しています。ですから補聴器を使って、大きくすれば、正しい情報がきちっと聴覚障害学生に入ります。



ところが感音難聴 - 内耳や聴神経の障害 - の場合は、重度と軽度がありますが、“竹下さん”という言葉（情報）が、“あえいああん”（重度），“あけいたあん”（軽度）と入ります。つまり、この段階でもう正確な情報ではなくなっています。いくら補聴器を使って音を大きくしても、元々の“竹下さん”という情報は伝わりません。

ですから、“何でもかんでも聴覚障害者だから補聴器を使えばよい”ということではないのです。最初から正確な情報が入っていない状態ですから、この会場でやったださっています。ノートテイクやパソコンテイク、手話などの代わりの方法を使う必要が出てきます。「去年、聴覚障害学生がいて、こういうことをやったから、今年もまた同じように」ということではありません。

聴覚障害学生だけに限りませんが、同じ障害でも、対応の仕方は全く異なる場合があります。

ます。ですから、第一に行なうことは、学内関係者や保護者を含めた学生との話し合いです(ただし、多くの学内関係者を集め、威圧的な雰囲気になることは厳禁です)。話を聞き、学生の状態や望む支援を正確に把握し、同時に、大学としてできることもしっかり理解してもらいます。支援は話すことから始まります。

左下は、授業一コマ当たりのノートテイク謝金です。大学を訪問すると、他の大学のノートテイク謝金は、どのくらいでしょうかとよく聞かれますので、調べてみました。3年ほど前から、2年ほどの間で30~40大学から聞いたものです。800~1,000円が一番多く、次が600~800円です。

但し、2年ほど前の話なので、ピークは少し右に移動しているかもしれません。実は先週3大学のお話を聞きましたが、2大学が1,500円、1大学1,000円ということで、平均してみると、1,000円より少し上がっているのかなという感じもしています。

【肢体不自由／内部障害】

肢体不自由学生として、車椅子利用学生はキャンパス内で、比較的好く見かけるのではありませんでしょうか。そういう学生には休憩室があるととても役に立ちます。車椅子にずっと座っていると床ずれをおこします。そのため、体を動かしたり、リラックスして支援学生と話ができる部屋・スペースが必要になるからです。

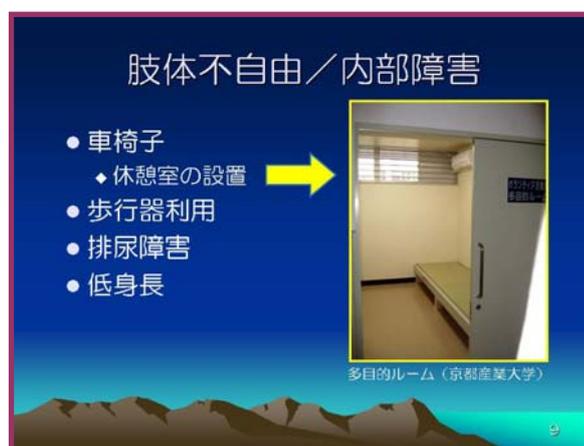
スライドの写真は、京都産業大学の多目的ルームです。右側にベッドといますか、横になれる畳部分があります。いつも、「京都らしさがあふれている」と紹介しています。畳が敷いてあるのは京都、というのは、考えると多少強引ですが、皆さん頷いてくれるので問題はないようです。

この多目的ルーム、あるだけで羨ましいと思いますが、実際、使用するとなると、例えば、使う人によって、畳の高さが上下できる方がよいのだが、それができないので不便、また、手すりが付いていないので使いにくいのではないかと、等々、担当者の言ですが、改善の余地はあるようです。

いずれにせよ、こういう部屋があると、障害学生も回りを気にせず、ゆっくりできて、ストレスをためることも少なくなると思います。

また、歩行器を利用する学生や排尿障害の学生もいますが、車椅子利用学生が排尿障害の場合、注意が必要です。大教室などでは、車椅子用の席として前の方の場所が確保されることが多いようですが、排尿障害でトイレ利用のために頻繁に教室を出入りする場合、これは目立ってしようがありません。ドアに近い席やあまり前ではない席を作るべきです。

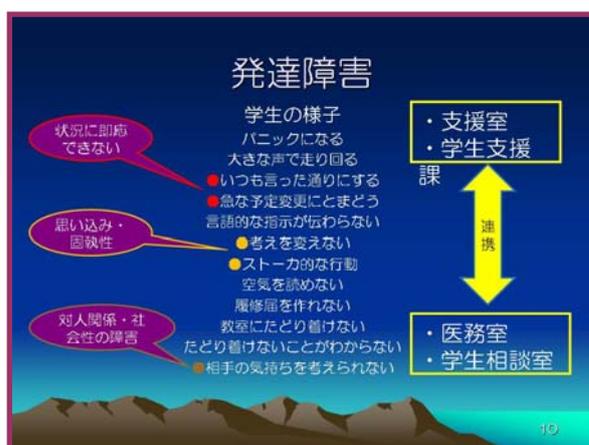
さらに、最近、低身長の話の時々聞きます。低身長の学生も、車椅子利用学生と



同じようにエレベーターのボタンに手が届かないとか、図書館の高い書架に入っている本が見えなかったり、取れなかったりします。低身長の学生が、障害学生か否かの議論はひとまず置くとして、学生に不便があれば、何らかの手を打つ責務が大学にはあります。

【発達障害】

障害別説明の最後は、発達障害学生です。このスライドは、皆さんのお手元にある資料とは異なっています。お手元の資料は、先週まで使っていましたが、説明していながらどうもしっくりこないなので、変えました。



学生の様子として、“パニックに陥りやすい”、“大きな声を出しながら、走り回る”、“いつも言った通りにする”などがあります。

“言った通りにする”というのは、教員として、表面上は喜ばしいことですが、研究室での実験をそのまま同じ形で自分の下宿で行ない、煙が出て大変な騒ぎになったという話も聞いております。

さらに、“突然の予定変更で戸惑う”、“言語的な指示が通らない”などの特徴

もあります。また、「ここは、こうなさい」と、くどいほどに言っても聞く耳を持たない学生 - これは、指示がわからないのではなく、固執性がとても強いということですが -、そういう学生がいます。ストーカー的行動がみられることもあります。対人関係における都合のよい解釈や相互交流の無さの結果です。

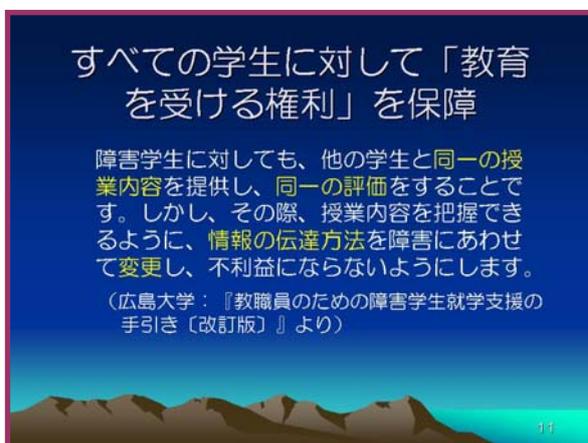
教室まで辿り着けず、大学をやめた学生がいます。また、その“たどり着けないことがわからない”という学生もいるそうです。単に、辿り着けないのでしたら、回りに聞けば解決しますが、自分が“何をすべきか”、“どこに行こうと思っていたのか”がわからなくなり、結果として、人に聞くこともできない、とのことでした。

スライド左に、発達障害学生の特徴的なこと、“状況に即応できない”、“思い込みや固執性が強い”、“対人関係が障害されている”などを記しましたが、それらが教室内で生じているのです。

そこで、スライド右に示した、支援室や学生支援課等の部署と、医務室や学生相談室との連携がどうしても必要となってきます。どちらかが対応するというのではなく、学生の状態に気をつけながら、ある時は、学生相談室のカウンセリングが主となり、ある時は、支援室の学生生活支援や“受講支援”が主となりながら、両者がうまく連携していく以外に、今のところ、対応方法はありません。学生の個人情報も関わり、難しい部分もありますが、きちっと連携関係を作っておかないと、結局は学生に対応しきれなくなります。

【教育を受ける権利】

最後のスライドですが、以上述べてきた“障害学生への支援”というのは、結局、どういふことなのかについて、広島大学の『教職員のための障害学生就学支援の手引き〔改訂版〕』を引用します。



広島大学は、「全ての学生に対して、教育を受ける権利を保障する」とし、具体的には「障害学生に対しても、他の学生と同一の授業内容を提供し、同一の評価をすることです。しかしその際、授業内容を把握できるように、情報の伝達方法を、障害にあわせて変更し、不利益にならないようにします」と規定しています。

健常学生でも障害学生でも、同じ授業を提供し、同じ評価をするのが大原則です。

しかし、その際、不利益にならないように、情報の伝達方法を変更するのが、広島大学の考えている“障害学生支援”です。

つまり、健常学生と同じ立ち位置に立ってもらうための支援だと、私は考えています。障害学生だから（留学生だから、社会人学生だから）、“下駄をはかせたり”、“合格基準点を変えたり”するということではありません。いくつかの情報提供方法（チャンネル）の中から、障害学生が自分に最適な方法を選び、それにより回りの学生と同一の質と量の情報が受け取れるようにすることが、“大学における障害学生支援”です。その先は、障害学生の努力や能力によります。これは、他の学生と同じです。

皆さんの日々の取り組みは、そのようなチャンネルを複数用意することであり、誰でもが同一の質と量の内容にアクセスできることを目指した、華々しさはないものの、掛け替えのない、実践だと思います。

以上で私のお話を終わらせていただきます。

